

山林に関する相談の事前調査表

受付日 R 年 月 日

1 相談に来られた方は、その山林の所有者ご本人ですか。

(はい いいえ)

関係性:

ご相談者氏名

所有者氏名

ご連絡先

所有者でない場合は、所有者との関係を教えて下さい。
例：配偶者

2 その山林に行ったことはありますか。

(ある ない)

山林所在地住所

3 境界ははっきりしていますか。

(はっきりしている わからない)

隣接の土地との境界が境界杭、谷・尾根、立木の違い等によって明確であるか教えて下さい。

4 物件を売る意思はありますか。

(あります わからない)

ご希望金額:

山林を評価させていただいて、価格が折り合えば、山林を売ることをお考えですか？

5 山林の権利者が特定できる資料をお持ちですか。

(ある ない)

【 登記簿謄本 固定資産税課税明細 固定資産評価証明書 他 】

所有者を特定できる資料としては、
・登記簿謄本 ・固定資産税課税明細 ・固定資産評価証明書等があります。
・登記簿謄本は共有者や地上権の者の確認ができますので必須の資料となります。

6 山林の場所及び面積のわかる公図等がありますか。

(ある ない)

【 地籍図 地番図 森林計画図 その他 】

土地の場所や面積は、
・地籍図 ・森林計画図等があります。
・地籍図は登記簿謄本の地番に合わせた地図が確認でき、森林計画図は、山林のデータを確認する森林簿に対応するため二つとも必須の資料となります。

7 山林の状況のわかる資料はお持ちですか。

(ある ない)

【 森林簿 他資料: 】

森林簿は、山林の戸籍簿謄本のようなもので山林の履歴が記載されており山林の情報特定に必要です。

8 山林の調査をご依頼されますか？

まずは当該山林の諸資料から状況を確認し、山林が売買可能か(立木が伐採可能か)を調査いたします。

山林書類調査をご検討の方は、まずはご相談ください。

(相談を申し込む 必要ない)

■書類調査には調査手数料が必要になります。税別8,000円～

■各種書類の代理取得をご依頼の場合は、別途、委任状が必要になります。

山繕株式会社【森の鑑定団 相談窓口】福岡市博多区東光寺町1-14-14-201